

常葉大学教育学部附属橘小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

創立以来児童は、「自分よし、相手よし、みんなよし」の「三方よし」を合言葉としている。これはすべての児童たちが、喜びの共感をもとに自らの可能性を伸ばし、夢の実現をめざして、明るく楽しい小学校生活を送ることで、その達成が実現できるものである。

それに対していじめは、「三方よし」の精神に対してまったく反対の行為であると同時に、最も許されないものである。従って、いじめの防止については、全職員・全児童及びすべての保護者の理解のもと取り組んでいかなければならない重要な事項である。

いじめの側面として「いじめほどの児童にも起こりうる」、「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」ということを踏まえるとともに、「いじめは、人間として絶対に許されないもの」という認識を浸透させ、すべての児童の尊厳を高めていくことを目的に、学校、家庭、その他の関係者や専門機関との連携のもと、いじめ問題の防止及び克服に向け、未然防止、早期発見、早期的・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの**」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<具体的ないじめの態様の例>

- ・冷やかす、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・嫌なことや恥ずかしいことをされる。危険なことをされたり、させられたりする。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠される。盗まれる。壊される。捨てられる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

一つ一つの行為が「いじめにあたるか」どうかの判断については、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々なあらわれがあることにも気をつけて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子どもや周りの状況をしっかりと確認することも必要である。

(2) 教職員による指導について

- ・いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，生徒指導職員会議，校内研修や通常職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・児童に対して，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ・「道徳の時間」を重視し，年間を通してじっくりと価値を考える場を設けると共に，バランスよく項目の指導を行う。
- ・日頃から，すべての教育活動で「三方よし」の精神の浸透を図り，児童同士，教職員と児童がいじめとは何かについて認識を共有する。
- ・何がいじめなのかを，具体的に挙げて常に児童に意識させる。
- ・1クラス20人の少人数学級の良さを生かし，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を進め，授業についていけない焦りや劣等感などがストレスとならないように，個に寄り添った指導を充実させる。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方やしかり方などに細心の注意を払い，心に訴える指導を心がける。
- ・いじめにつながりそうな前の出来事の一つ一つきちんと指導し，児童にしっかりと考えさせる場を設けるとともに，保護者も巻き込むようにする。

(3) 児童に培う力とその取り組み

① 児童に培う力

- ・すべて「自分よし，相手よし，みんなよし」の「三方よし」を児童の合い言葉として，仲間やみんなのために自分の力を発揮することをねらいとする。このことは，喜びの共感を生み，自己有用感，自己肯定感，他者認識，意欲増進等に繋がることを教える。
- ・一人一人の違いを認め合い，他の子の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育てる。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する心情や実践力を育てる。
- ・発達段階に応じて，児童が周りや豊かなコミュニケーションを図ることができる力を育てる。
- ・自分の言葉や行動が，相手や周りにどのような影響を与えるかを考えて，判断・行動できる力を育てる。
- ・納得いかないことやストレスなどに適切に対処できる力を養う。特に，運動・スポーツや読書などに打ち込むことは，欲求不満の発散ができたり，教師・親・カウンセラーなど，誰かに相談したりすることは，ストレスに適切に対処できることを教える。

② その取り組み

- ・私立学校としての本校の特色的な教育活動（オーケストラ学習，英語学習，情報教育，書写指導，図書館教育）により，地道な努力や集団での取り組みが，感動体験や成就感につながることをとおして，豊かな心を育てる。
- ・活動量の負荷が高めの自然体験教室・宿泊訓練などの体験を重視した活動を推進することで，共に支え合うことや思い通りに進まない体験により集団の育成・個の心身の育成を図る。
- ・常葉大学と連携し，附属小学校らしい先進的な授業やユニークな授業を体験する中で，新しいことに挑戦したり高度なことを実践したりするには，自分だけでなく集団の力が必要であることを理解させる。

- ・あらゆる学年行事，自然体験活動，児童会活動等を，「児童主体」を基軸に，児童の力を生かす場を設け，企画・実践させる。指導側は徹底した「黒子支援」に徹する。

(4) いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）と具体的な取り組み

- ・いじめの防止等に取り組むために，次の組織を置く。

- 校内いじめ対策委員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，生活主任，学年主任，養護教諭
- 校外関係者：P T A 会長，後援会会長，学識経験者（学校関係者評価委員長）
- 専門家 1：臨床心理士（スクールカウンセラー）
- 専門家 2：学校医，学園総務担当者 等

- ・この組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって，中核となる役割を担い，次の具体的な取り組みを行う。

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施・具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ② いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
- ③ 学校の教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることでできる機会をすべての児童に提供し，児童の自己有用感を高める。
- ④ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ⑥ いじめの疑いに関わる情報があった場合に，緊急会議を開き，いじめの情報の迅速な共有，関係児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。
- ⑦ ネットによる「新しいタイプのいじめ」防止対策のため，本校独自で実施している「情報科」の授業において，1～6年の発達段階を踏まえた「情報モラル」の指導内容を重視する。

(5) 児童の主体的な取り組み

- ・すべての教育活動のねらいを，「自分よし，相手よし，みんなよし」の「三方よし」のスロガンに向けて企画・運営をすることを徹底させる。

- ・児童が陥りやすい次のような見方を変容させることに力点を置く。

- ① いじめられる側にも問題がある。
- ② 大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である。
- ③ いじめを見ているだけなら問題はない。
- ④ ささいな嫌がらせや意地悪はいじめではない。 等

同時に，しつこく繰り返したり，みんなで言ったりすることは，相手に対して大きな傷を負わせ深刻な精神的危害を与えていることを理解させる。

- ・児童会がいじめの防止に取り組む事は大事な問題であるが，熱心さのあまり教職員主導となり，児童が「傀儡的な活動」に陥ったり，「一部の役員等だけの活動」にならないよう，教職員は，すべての児童がその意義を理解し，主体的に参加できる活動にしていくことを支援するとともに，教職員は縁の下で支える役割に徹し，常に児童が前面に出て活躍できるように心がける。

(6) 保護者との連携

- ・私立学校である本校には、地元の学区がない。従って、広範囲に居住する保護者といかに密に連携を取り合って、迅速に共通体制をつくることに配慮しなければならない。
- ・学年・学級懇談会や学校だより、学年・学級だより等を通じて、本校の「いじめ防止基本方針」について啓発し理解を得るとともに、いじめの問題の重要性の認識を広めながら、緊密な連携協力体制づくりを図っていく。
- ・「ネットいじめ」は、学校だけでは防止はできない。従って児童と保護者に向けてインターネット利用の学習会をもち、いわゆる通常はいじめの問題に加えて、「新しいタイプのいじめ」に対する認識を広め、その防止について考えを深め、実践力を高める機会を設定する。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを早期に発見するための具体的な対応

- ・学校や家庭等が連携して、見えにくいいじめを、できるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を把握したり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。特に、いじめは大人の目付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる傾向があることを踏まえ、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を注視していく。
- ・いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。深刻な事態に陥らないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりに、いじめを見つけていくことが大切である。
- ・家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めること及びその兆候を直ちに学校に連絡することが求められる。
- ・本校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、児童や保護者からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。さらに、定期的なアンケート調査を実施するなど短期におけるいじめの全体像を把握し、カウンセリング・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が教員や仲間に、日頃から本音が安心して言える学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ・危険信号を見逃さないためには、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を図り、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記や個人ノート等、教職員と児童の間で毎日行われている記録物等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や保護者面談の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・学校・担任として、児童や保護者の苦しみや悩みなどを積極的に受け止めているか、定期的に相談体制を振り返り点検し、児童及び保護者・教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・担任以外に、専門のカウンセラーによる教育相談の活用も可能であることを広く周知する。
- ・教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いを明確にし、適切に扱う。

- ・児童に対して、どんな時でも常に誠意をもって話を聞く姿勢を心がけ、多忙さや時間のなさを感じ取られるような態度を感じさせないよう十分に配慮する。
- ・児童の相談に対し、「たいしたことではない」、「それははじめではない」、「あなたに問題があるかも」などと、児童の悩みを過小評価したり、児童側に問題があるようなことを言ったりすることなく、相談を受けたなら必ず真摯に対応する。

(3) 保護者との連携について 等

- ・いろいろな大人が、児童の悩みや相談を受けることができるようにするため、学校と家庭、専門家等が組織的に連携・協働する体制をつくる。そのためには、まず日頃から担任と保護者の人間関係づくりを進め、気軽に何でも話せるという関係にする取り組みが必要である。一方、場合により担任以外のどの教員にでも、話したり相談したりすることも可能であるという環境づくりもしておく。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認と報告・相談

- ・いじめの発見や通報を受けた場合には、一部の教職員のみで対応せず、速やかに全職員に知らせるとともに全教職員による組織的な対応をとる。
- ・小学生ではありがちな遊びや悪ふざけなども、「いじめではないか」と疑うスタンスに立って見つつ、その場でその行為を止めさせ、事実確認を行う。いじめが懸念される場合には、いじめた側の児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ報告し、以後大勢の目で見守り生徒指導機能を働かせる。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談・訴えがあった場合には、訴え側に共感すると共に、真摯にじっくりと内容を聞き取る。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめた児童に対して、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られない場合には、その原因を分析して次の指導の手を打つ必要がある。
- ・いじめが犯罪行為として認められると判断した場合は、いじめられている児童を徹底して守るという観点から、ためらうことなく専門機関や警察署と相談して、より強い対応が必要である。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が及ぼされる懸念のあるケースでは、直ちに警察署に通報し、適切な法的手段をとる。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・いじめ発見、いじめの通報を受けた教職員は躊躇なく、「いじめの防止対策委員会」の職員に報告し、定められた組織が機能するような対策を図る。そしてその委員会が、中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り事実を把握する。次に、いじめの事実の有無の判断を行う。事実確認の結果は、校長を中心に委員会での指導の手順・担当者・タイミング等を明確に決定する。同時に学校設置者に報告する。
- ・いじめの事実やその指導方針、保護者への連絡・報告や、保護者の協力依頼のため、いじめ被害者側・加害側児童の双方の保護者にも、継続的に経過の報告をする。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめを受けた児童から、事実関係の調査を行う。その際、特に配慮すべきことは、「いじめられている児童にも原因がある、責任がある、悪いところがある。」などという考え方は認めないことであり、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・いじめの事実については、家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者へ報告する。いじめを受けた児童や保護者に対し、学校は全校体制で徹底して守り抜くことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、場合によってはいじめた児童を別室において指導する等、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、臨床心理士や警察官など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、児童の人間関係の把握に努め、継続して観察し、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を、適切に活用する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の調査を行い、いじめがあったことが確認できた場合、関係の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士や教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなどして、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。
- ・いじめの事実関係を確認できたら、迅速に保護者に報告し、事実に対する保護者の理解や納得を得るようにする。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援や助言を行う。
- ・教育的配慮をしながらも、いじめた加害者には毅然とした態度で指導する。その際、被害者の心理的なダメージを考えさせることで、人格を傷つけたり、生命や身体を脅かす行為であったことを理解させ、心から謝罪することを重視する。場合に応じて子どもなりの責任の取り方についても考えさせ、共生の心の育成や社会性の向上等、児童の人格の成長を基軸にした指導を行う。
- ・一方、いじめた児童が抱える背景的な問題など、いじめの裏にも共感的な理解が求められる。当該児童の安心・安全、健全な人格の発達への支援を配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、ケースによっては警察との連携による措置も含め、毅然とした態度で対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的に十分に配慮し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について学園本部と協議していく。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめの防止対策には、該当の児童以外の一般児童の行動も極めて大きな要因をもっている。従って、いじめを見ていた児童に対しても、これは第三者の問題ではなく「自分の問題」として捉えさせるよう日頃から指導をすることが重要である。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加わっている行為であることを理解させる。学級活動や道徳の時間の中で話題に取り上げ、学級全体のこととして話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを確認する。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童も含め自分たちの集団としてとの人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に安心して踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、本校の合い言葉である「自分よし、相手よし、みんなよし」の「三方よし」に満ちた集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応 等

- ・インターネット上の不適切な書き込み・写真掲載等については、無限の被害拡大につながってしまう。そこで、関係児童はもとよりプロバイダ等業者にも協力を依頼し、即座に削除する措置をとることが先ず第一に必要な対応である。名誉毀損やプライバシー侵害等に関わる場合には、依頼したプロバイダ等業者の対応の確認も必要になる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知を図る。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より教職員や保護者・大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を「情報科」の授業の中で充実させる。さらに、保護者の啓発を図るため、学年・学級懇談会の中で講習会を実施したり話題に上げたり、学校だよりや学年・学級だより等をとおして積極的に理解を求めていく。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

- ・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた場合、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

※ 校内におけるいじめ防止のための組織を母体とし、第三者の参加の支援・協力を得る。

(具体的な調査組織の構成員については、学園本部及び静岡県文化・観光部私学振興課と相談する)

- 弁護士(学園本部と相談による)
- 精神科医(学校医と相談による)
- 学識経験者(学校関係者評価委員長, 副委員長)
- 臨床心理士や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)

(2) 校内の連絡・報告体制

- ① 発見者, 通報を受けた職員
- ② 校内いじめ対策委員会
校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, 生活主任, 学年主任, 養護教諭
- ③ 専門家1: 臨床心理士(スクールカウンセラー)
- ④ いじめ対策職員会議, 生徒指導職員会議
- ⑤ 該当保護者(被害保護者, 加害保護者)
- ⑥ 校外関係者: P T A会長, 後援会会長, 学識経験者(学校関係者評価委員長)等
- ⑦ 専門家2: 学校医, 学園総務課担当者 等

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係, その他の必要な情報等について, 直ちに静岡県文化・観光部私学振興課長に報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・重大事案に係る事実関係の調査, 及び事後対応, 発生防止等については, 必要に応じ静岡県文化・観光部私学振興課と連携を取りながら進めていく。
- ・静岡県こころの緊急サポートチーム(C R T)・静岡市緊急サポートチームの専門的支援にも要請し, 指導を仰ぐことも考慮する。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・担任, 生徒指導主任, 養護教諭, スクールカウンセラー等の連携により, 教育相談体制を機能させる。特に, 「いつでも, だれでも」相談できるよう担任は「心を安心して開ける」信頼関係をつくる。また, スクールカウンセラーには, 個人の秘密を守りつつ, 他の児童から見えない場所

で、どんなことでも相談できるということを、児童や保護者に啓発しておく。そして、要望により家庭に訪問してのカウンセリングも受けられることも広報しておく。

- ・定期的に個人アンケートを児童や保護者に実施して、小さな声も拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・本校の重点目標の合い言葉である「自分よし、相手よし、みんなよし」の「三方よし」の精神は、生徒指導の最も基本としている理念でもあり、この目標に向けて児童のすべての活動を企画・運営していく。その中で、児童が自己存在感や他者認識・共生心、意欲を育み、それが児童の実感に結びつくようにしていく。
- ・この指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

7 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、年間3回は「生徒指導に係る職員会議」を開催し、個々特徴の把握、互いの人間関係の掌握やいじめの問題等に関する校内研修を行い、教職員の共通認識を図る。これは、常勤職員のみならず本校の特色的な授業を担当している非常勤職員も含めた、すべての職員の共通理解を徹底する。
- ・「道徳の時間」の充実については、本校の重点目標の3本柱の1つである「豊かな心の育成」に強く結びつくことなので、確実な授業実践や良質なテキスト・資料を用いて、バランスのよい心の育成や実践力を育てていく。
- ・授業においては、単に知識・理解の獲得をめざすのではなく、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」を心がけ、一人一人の学びの速度や学習中の人間関係も把握して、個人や集団の背景を理解しながら、いじめの問題の未然防止にも努める。

8 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・学校評価において、教育目標の達成の様子を把握する中で、いじめの問題も取り扱う。その際、いじめの有無やその程度のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応を明らかにし、その改善に取り組んでいく。

(2) 保護者との連携

- ・学年・学級懇談会や学校だより、学年・学級だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等について報告し、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ・1年間の重点目標に対する学校の取り組みを保護者に評価してもらい。また、その評価結果や傾向及び改善点等については、文書及びPTA総会、学年懇談会などをおして保護者に報告をする。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDACサイクル 等

- ・いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応によるいじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底する。そして、その都度取り組み状況を児童の視点に立って客観的に振り返り、改善を図っていく。
- ・学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら、改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

(1) 縦割り活動、地域行事への参加による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・本校の特色の1つである縦割りペアによる「仲よし集団」を活性化させ、異年齢交流等とおして合い言葉の「三方よし」を充実させ、児童の自己有用感、自己肯定感、共生心等を育成することで、いじめの問題の未然防止やいじめ発見をしやすい環境をつくる。
- ・学区のない私立学校であるが、それぞれ児童が居住する地域行事やスポーツイベント等への参加を促し、学校では得られない新鮮な体験をとおして、幅広い豊かな心の育成や人間関係を築く。

(2) 校務の効率化と児童に寄り添う時間の充実

- ・一人一人の子どもと信頼関係を築き、学級や学年の集団づくりを充実していくには、指導側が児童に寄り添うことができる時間を確保することが欠かせない。このことは、いじめの発生防止やいじめ発見にもつながるものである。すべての教職員が、児童と寄り添う時間の充実を図る。
- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止や対応等に適切に取り組んでいくことができるようにするには、校務を効率化し、一部の教職員に過重な負担がかからないようにすることが大切である。そのためには、絶えず諸行事や組織を見直し、思い切った精選・改善を進めていく姿勢が求められる。